様式第15の3(第22条の2の11の2第2項関係)

電気通信業務の休止(廃止)の周知の実施届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)
担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)
電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電気通信事業法第26条の5第2項の規定により、電気通信業務を休止(廃止)したいので、次のとおり届け出ます。

休止予定年月日及び予定期間 (廃止予定年月日)	
休止(廃止)しようとする業務	
休止(廃止)しようとする理由	
周知を開始する年月日及び周知の実施期間	

利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
休止(廃止)しようとする業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務	
利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
周知の実施方法	

注1　「休止(廃止)しようとする業務」については、「(何)サービスに係る業務」等と記載すること。

2　「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先」については、利用者が連絡可能な連絡先を営業所又は事務所ごとに記載すること。

3　「休止(廃止)しようとする業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務」については、当該代替となる電気通信役務(電気通信設備を変更することによりその代替となる場合にあつては、当該電気通信設備及び電気通信役務。以下この注において同じ。)の名称及びその内容のほか、休止又は廃止しようとする業務に係る電気通信役務と当該代替となる電気通信役務との比較検討が可能となる情報(当該代替となる電気通信役務に関する事業者間協議を行つた場合にあつては、その情報を含む。)を具体的に記載すること。

4　「利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報」については、当該情報を具体的に記載するとともに、当該情報(その提供方法を含む。)について事前に消費生活に関する事項について専門的な知見を有している機関、団体等に相談している場合にあつては、その旨を併せて記載すること。

5　「周知の実施方法」については、周知をどのように実施するか(項目ごとに当該方法が異なる場合には、それぞれの方法)を具体的に記載すること。なお、本届出より前にも利用者への周知を行つている場合には、その実施時期及び実施方法の概要についても記載すること。

6　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。